

# 更生保護法人ウィズ広島倫理に関する規程

## 更生保護法人ウィズ広島

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 更生保護法人ウィズ広島（以下「法人」という。）は、更生保護事業法第2条第2項に規定する継続保護事業及び同第3項に規定する一時保護事業を行い、更生保護事業の充実発展に寄与することにより、犯罪や非行のない安全安心な社会の実現をめざして事業運営に当たる。

(社会的信用の保持)

第2条 法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の保持・向上に努める。

(基本的人権の尊重)

第3条 法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしない。

(法令等の遵守)

第4条 法人は、関係法令及び定款、この規程、別に定める「行動規範10」、その他諸規程等を遵守し、適正に事業を運営する。

2 法人は、反社会的勢力との取引はしない。

3 役職員は、不正もしくは不適切な行為又はそのおそれのある行為を認めたとき、別に定める法令等遵守に関する規程及び「行動規範10」に則って速やかに対応する。

(私的利益追求の禁止)

第5条 評議員及び役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益追求のために利用してはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 評議員会及び理事会は、決議に当たって、特別の利害関係のある評議員又は理事があるとき、その者を除いて行う。

2 法人は、利益相反防止のため評議員及び役職員に対して利益相反に該当する事項の有無について、申告させるとともに、その必要な是正措置を執る。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者があるとき、その者の寄付その他特別の利益供与を採らない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、活動状況、運営内容、財務諸表等を積極的に開示して社会の理解と信頼を得るように努める。

(個人情報保護)

第9条 法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に配慮する。

(連携)

第10条 法人は、更生保護関係機関、国や地方公共団体等と積極的に連携し、地域住民等の理解と協力を得て、更生保護事業を推進する。

(研鑽)

第11条 法人の役職員は、更生保護ほか人間関係諸科学等について自己研鑽する。

(規程遵守の確保)

第12条 法人は、この規程にかかる遵守状況を見守り、必要があると認めるときは、評議員会の決議にもとづき倫理委員会を設置して、その可否について更生、適切な決定をする。

(改廃)

第13条 規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は令和2年3月18日から施行する。